



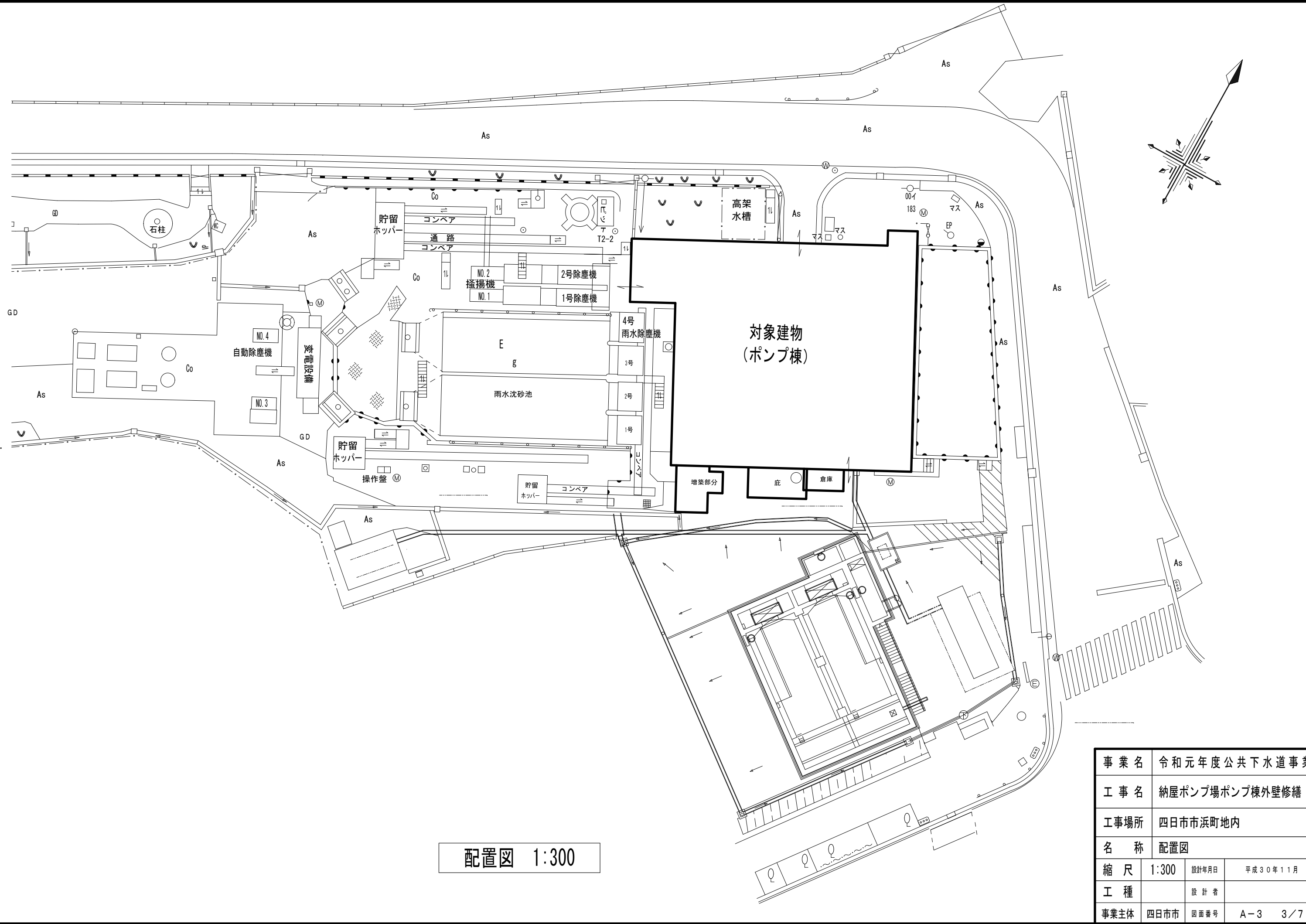
13章 屋根及び とい工事	1 長尺金属板葺	(13.2.2)(13.2.3)(表13.2.1)
	2 折板葺	(13.3.2)(13.3.3)(表13.2.1)
	3 とい材料	(13.5.2)(表13.5.1)
	4 銅管製といの 防露巻き	(13.5.2)(表13.5.4) (13.5.3)(表13.5.5)

改修 9章 環境 配慮 改修 工事	①一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針 (建築物等の解体等の作業での労働者の石綿じん飛散防止に関する技術上の指針)を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への必要な届出申請を行うこと。
	2 アスベスト含有建材 の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込み処理 ・行う ・行わない (9.1.1) アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う ・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない 施工箇所及び工法 ※図示
	③アスベストの含有 調査	分析による確認 ・行う (下表による) ○行わない
	4 アスベスト含有吹付 け材の除去	アスベスト含有吹付け材の有無 ・有 ・無 (9.1.3) 除去吹付け材 ( ) 含有場所 ( ) 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定

6 アスベスト含有保溫 材等の除去	アスベスト含有保溫材の有無 ・有 ・無 (9.1.4) 除去保溫材 ( ) 含有場所 ( ) 作業場の隔離 ・行う ・行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
⑦アスベスト含有成形 板の除去	アスベスト含有成形板の有無 ○有 ・無 (9.1.5) 除去成形板 ( ) 含有場所 ( ) 作業場の隔離 ・行う ○行わない 処分方法 ○埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設
⑧ 特記事項	※本工事に配置管理させる者 (有資格者) ※特定化学物質等作業主任者 (H18.3.31以前の講習修了者) 又は石綿作業主任者 (H18.4.1以降の講習修了者)

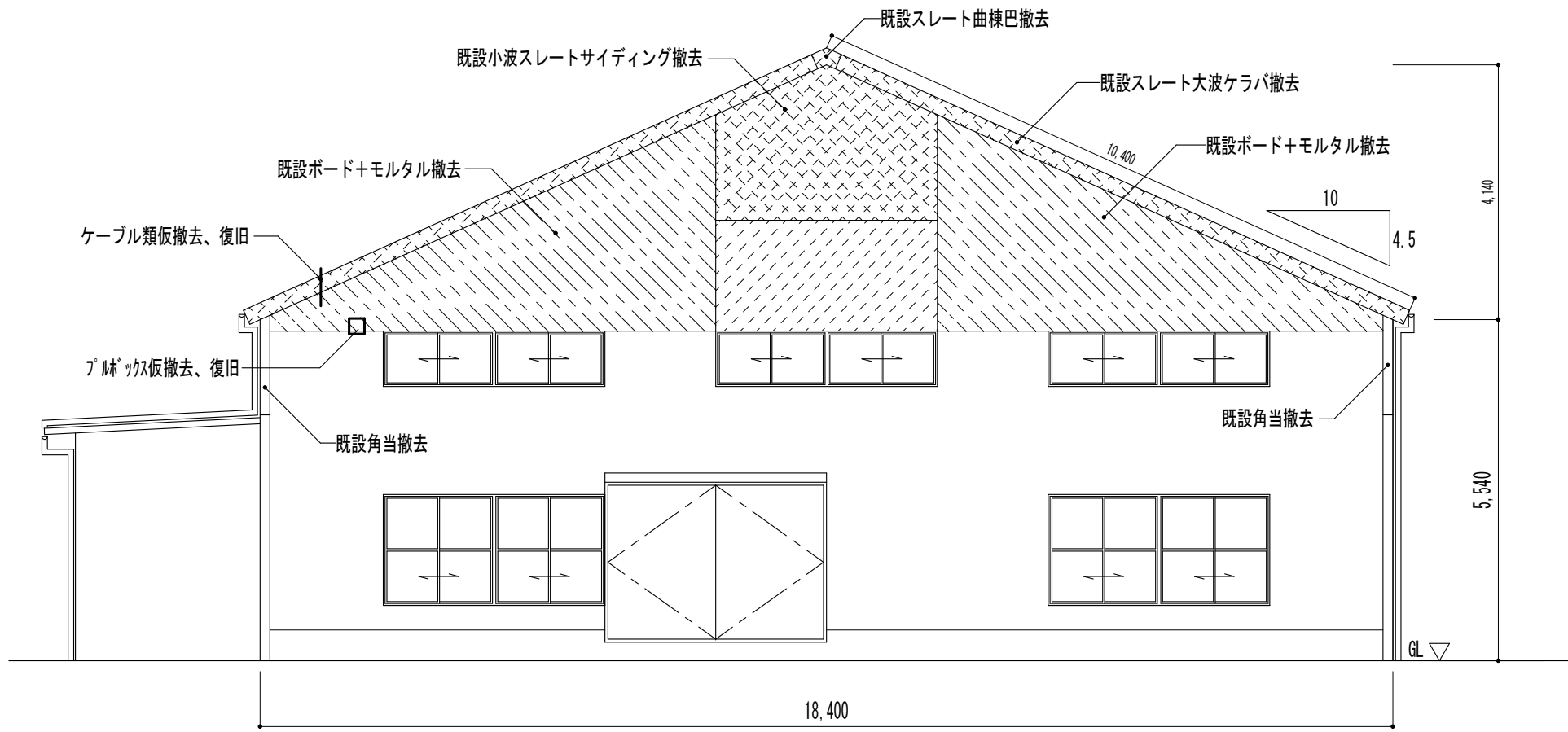
7 除雪	除雪工法 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承認を得ること。 下地調整材(ローラー仕上)の除去工法についてはレベル3(アスベスト含有成形板)の除去工法と同等とする。 除雪工法の試験施工 ※行う ・行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による ・隔離養生不要 ・その他 ( ) 官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出 ・行う ・行わない 石綿障害予防規則に基づく届出 ・行う ・行わない 大気汚染防止法に基づく届出 ・行う ・行わない 外壁補修作業の内、Uカット工法以外は労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出は不要とする。 アスベスト粉じん濃度測定 ※行う (試験施工時) ・行わない [9.1.3]
8 塗装	表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定
9 解体	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法
10 撤去	表9.1.3 アスベスト粉じん濃度測定方法

個人 情報 取扱 注意 事項	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。)を取り扱う場合には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 (基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。)は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 (施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 第3 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 第4 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 第5 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 第6 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 第7 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 第8 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 第9 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 第10 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
----------------------------	---




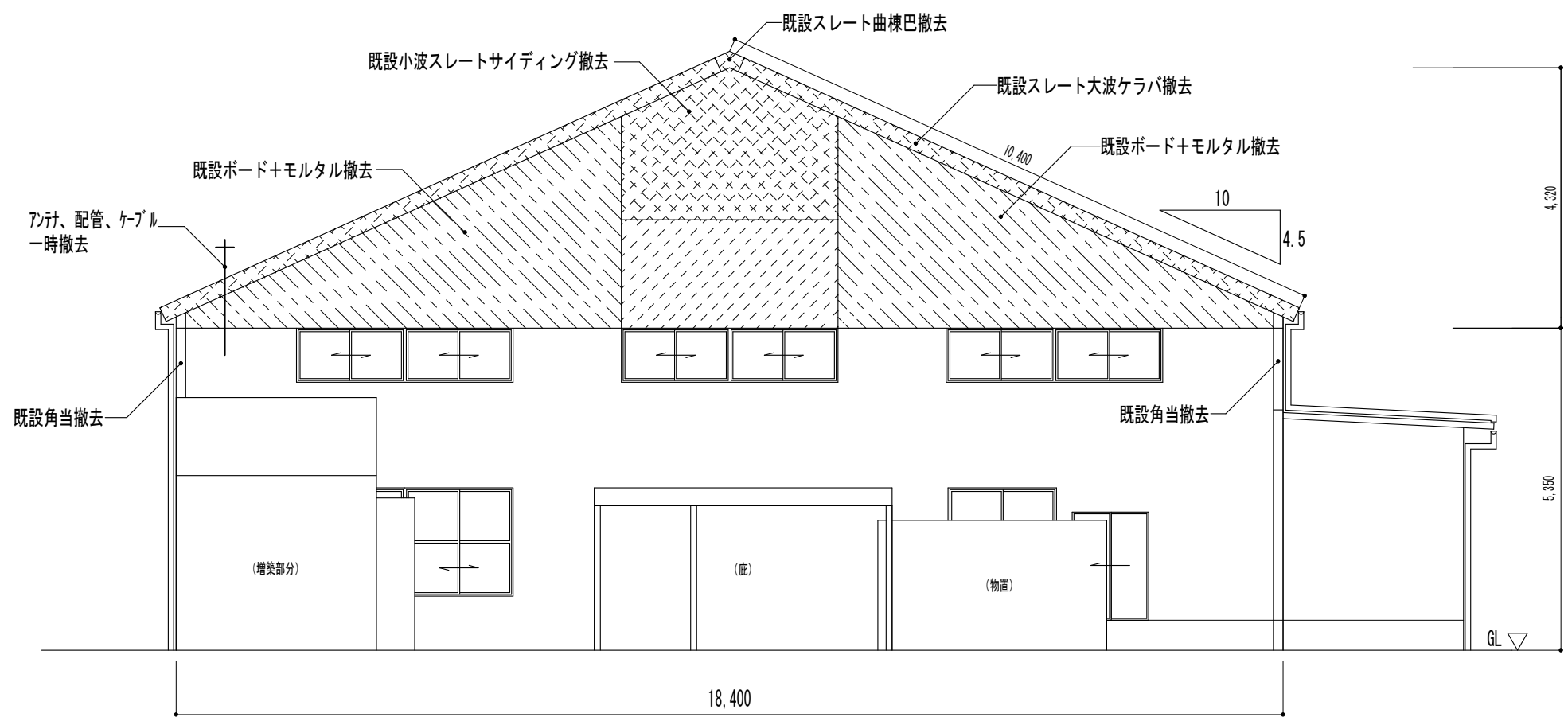
配置図 1:300

事業名	令和元年度公共下水道事業		
工事名	納屋ポンプ場ポンプ棟外壁修繕		
工事場所	四日市市浜町地内		
名称	配置図		
縮尺	1:300	設計年月日	平成30年11月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	A-3 3/7



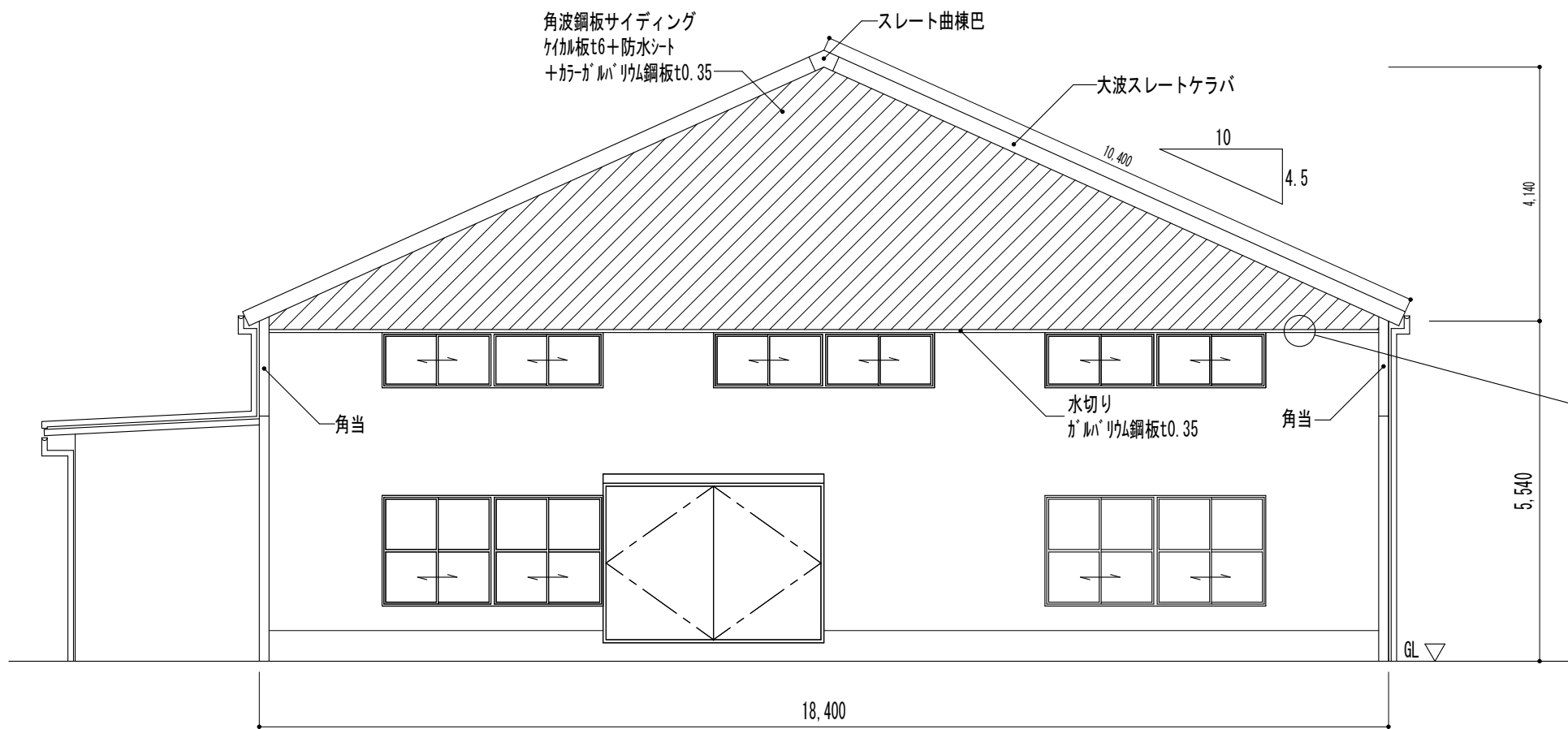
北側立面図 S1:100

 : アスベスト含有建材（成形板）のため、適切な養生、施工及び処分を行うこと。

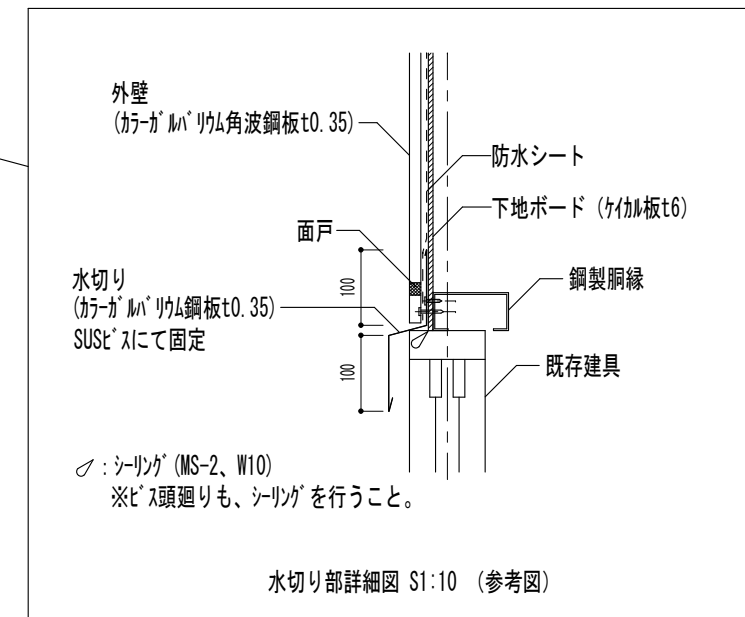


南側立面図 S1:100

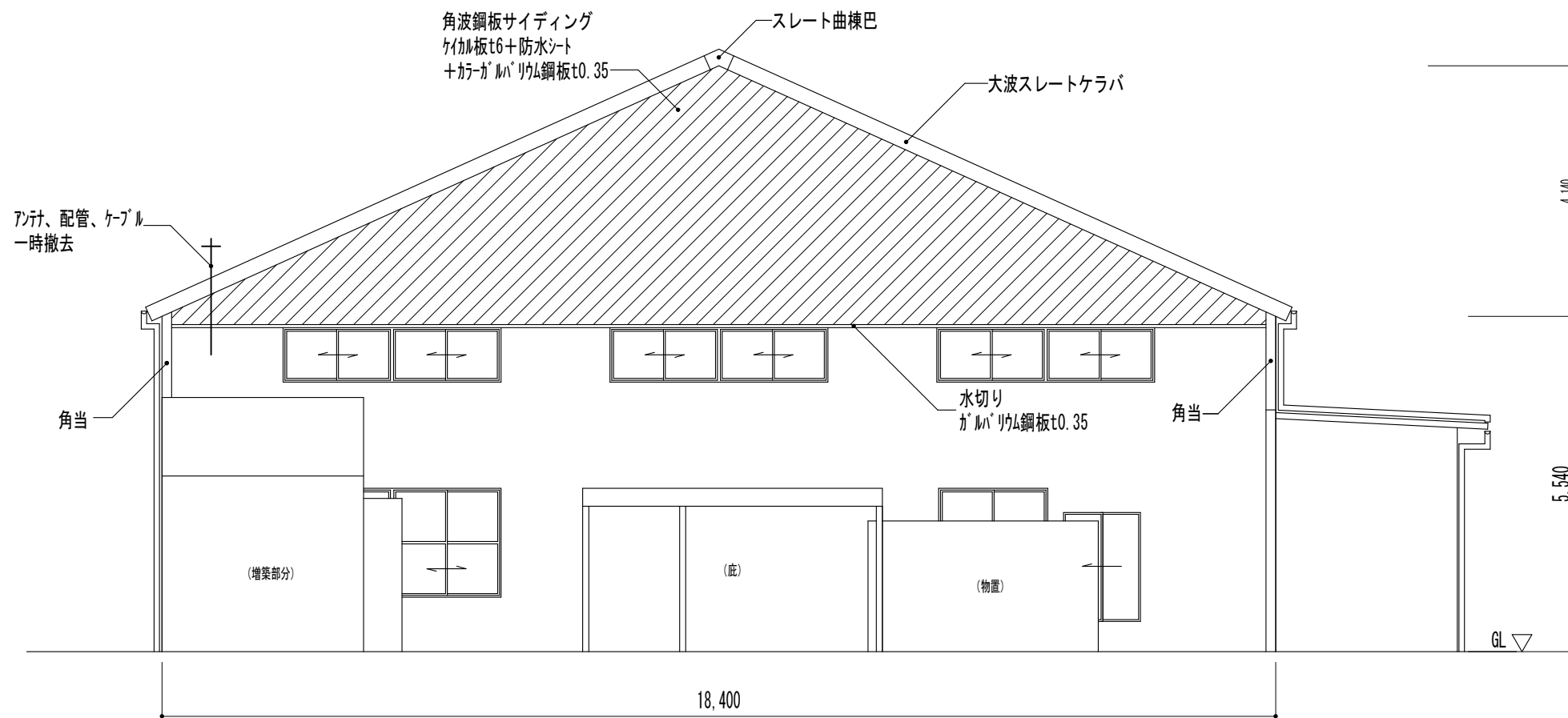
事業名	令和元年度公共下水道事業		
工事名	納屋ポンプ場ポンプ棟外壁修繕		
工事場所	四日市市浜町地内		
名称	立面図（改修前）		
縮尺	1:100	設計年月日	平成30年11月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	A-4 4/7



北側立面図 S1:100



水切り部詳細図 S1:10 (参考図)



南側立面図 S1:100

事業名	令和元年度公共下水道事業		
工事名	納屋ポンプ場ポンプ棟外壁修繕		
工事場所	四日市市浜町地内		
名称	立面図(改修後)		
縮尺	1:100	設計年月日	平成30年11月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	A-5 5/7



